

| 17

介護等の体験

[小学校及び中学校の教員免許状取得希望者]

教育職員免許法別表第1（第5条関係）の規定により、小学校または中学校の教員免許状を取得するためには、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」および「同法律施行規則」（いずれも、平成10年4月1日施行）に定める「介護等の体験」が必要となります。

以下に介護等の体験に係る基本的な事項を掲載します。介護等の体験の詳細、事務手続きなどについては、「**介護等の体験手続ガイド**」に掲載します。本要覧と併せて熟読のうえ、介護等の体験の流れを把握してください。

■ 介護等の体験の目的、内容および日数**【目的】**

介護等の体験は、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、高齢者、障害者に対する介護、介護等の交流体験を行うことで、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることを目的とし、特別支援学校または社会福祉施設等において行われるものです。

【体験内容】

体験内容は介護、介助のほか、障がい者・高齢者等の話し相手、散歩の付き添い等の交流体験、あるいは掃除や洗濯といった受入施設の職員の補助業務等、幅広い体験が想定されています。

【体験日数】

計7日間

特別支援学校：2日間　社会福祉施設等：5日間

*一部の地域では都道府県の規程により社会福祉施設等のみで7日間の体験になる場合があります。

■ 介護等の体験が不要または免除となる方

- 既に教育職員免許法別表第1（第5条関係）により、小学校または中学校の普通教員免許状を所有している方。
※所有免許状の根拠規定に免許法別表第1と記載のある方。
従って、免許状が教育職員免許法別表第3・別表第8（第6条関係）、同法第16条の2（教員資格認定試験）による取得のみの場合は該当しません。
- 大学または短期大学に介護等体験特例法の施行前（平成10年4月1日前）に入学、または、特例法適用外の学年に編入学し、在学していた方が間をおかずに入学する場合。
- 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」第3条の「介護等の体験を免除する者」に該当する方。
 - 下記の免許・資格を保有する方。
 - 保健師、助産師、看護師、准看護師の免許（根拠規定：保健師助産師看護師法第7条、第8条）
 - 特別支援学校の教員免許（根拠規定：教育職員免許法第5条第1項）
 - 理学療法士、作業療法士の免許（根拠規定：理学療法士及び作業療法士法第3条）
 - 社会福祉士、介護福祉士の資格（根拠規定：社会福祉士及び介護福祉士法第4条、第39条）

- ・義肢装具士の免許（根拠規定：義肢装具士法第3条）
- ②身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級である者として記載されている方。

■介護等の体験の条件

※介護等の体験中は、身体への負担も大きいことから、体調不良（骨折・捻挫等を含む）の方、妊娠されている方が体験する際は充分にご留意ください。また、社会福祉施設・特別支援学校の受入体制にも関わりますので事前に大学へご相談ください。

■体験を行う学年

2年次生以上であることが必要です。

- ・前期1年次入学生は入学翌年の4月以降の体験になります（事前指導は1年次に受講可）。
- ・後期1年次入学生は入学翌々年の4月以降の体験になります（事前指導は1年次に受講可）。

■介護等の体験の事前指導

介護等の体験は、短期間ではありますが、障がい者・高齢者などと直接触れ合うことになりますので、細心の注意が必要です。本学ではその構え、基本的事項などについて事前指導を実施し、体験希望者には受講を必修としています。

- ・事前指導は年間2回実施します。いずれか1回を受講してください。事前指導は体験年度の前年度中に受講しておくことが必要です。
- ・事前指導の日程など詳細は「Web TAMA」のカテゴリ「教職関連（実習・介護・求人）」または「玉川通信」に掲載します。
- ・事前指導の受講は在学期間中においてのみ有効です。受講済みであっても介護等の体験を未体験のまま学籍を離れ、再入学した場合にはあらためての受講が必要になります。

■体験のための手続き

■申込手続き

- ・「介護等の体験」の申込は体験実施の前年度となります。
- ・体験の手続きは希望者からの申込を大学が一括して、社会福祉施設は各都道府県社会福祉協議会に、特別支援学校は各都道府県教育委員会に申請します。個人で申し込むことはできません。

■体験期間・施設

申込手続きにより都道府県社会福祉協議会・教育委員会が調整を行い、受け入れ施設・期間が各人に割り振られます。一部の地域では希望施設・期間等の調整を行います。必ずしも希望どおり配当されない場合がありますが、割り当てられた施設・期間で体験を行ってください。

※体験は4月1日から3月31日を一つの年度として運用しています。後期入学生が入学年度翌年の10月1日以降に体験する場合、次年度の継続手続き（学費納入）が必要となります。